

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名		上下水道局 下水道整備課
許 認 可 等 名		下水道敷地等の占用料の減免
根 拠 法 令		徳島市公共下水道事業条例
根 拠 条 項		第21条
連 絡 先		(電話 621-5305)
審 査 基 準	基 準	<p>○徳島市公共下水道事業条例第21条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料、占用料又は手数料を減免することができる。</p> <p>減免の申請の方法については、行政財産の使用料の減免に準ずる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和2年12月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数15日 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和2年12月1日最終変更)